

レブロンコンシューマープロダクツコーポレーション（Revlon Consumer Products Corporation）は、レブロン[®]の注文書に記載されている自社またはその関連会社を代理して（以降「レブロン」と定義する）、すべてのサプライヤーが遵守しなければならない標準的な諸条件を有しています。

以下は、レブロン[®]の注文書（以降「注文書」）に付随する、諸条件の一覧である。

すべてのレブロン[®]の注文書は、これらの諸条件（以降「諸条件」）に従う。

1. 本注文書を受領することで、サプライヤーは本諸条件および本文書のすべての項に記載される制限を受け入れ、合意する。また、本注文書の受領により、サプライヤーは、適時変更される可能性のある、レブロン取引先行動規範を完全に順守することを承認するものとする。ファイルされたこれらの方針の写しが貴社にない場合は、レブロン購買担当者まで連絡の上、一部を入手すること。
2. 本注文書は、正式に権限のあるレブロン[®]の代表者によって承認されない限り、レブロン[®]を拘束するものではない。また、レブロン[®]の書面による合意のない限り、変更、修正、改正、上書き、またはその他の変更を行うことはできない。
3. 本注文書は、サプライヤーによって、その条件に従って受領されなければならない、サプライヤーによる追加的または異なる条件の言及は、拒否に相当するとみなされる。本注文書に対する製品の出荷、および／またはサービスの提供は、本書の諸条件の受け入れに相当するものとし、サプライヤーとレブロン[®]の間に、正式に締結された契約書、合意書、または作業手順書がない限り、サプライヤーの請求書、確認書、梱包書またはその他の書類に含まれる、相反するあらゆる条件に優先するものとする。
4. レブロン[®]は、レブロン[®]の権限者による正式な注文変更の承認のない限り、本書内に記載された以上の価格を請求されないものとする。サプライヤーは、本注文書の対象となる製品および／またはサービスに対して請求する価格が、本書に規定される条件と同様の条件の下で、レブロン[®]と同分類のクラスの購入者に対してサプライヤーが請求する最低価格であること、および、かかる価格が、見積もり、販売および配送の時期において有効な適用法および規則を遵守したものであることを表明する。サプライヤーは、本注文書が発行された後で、本注文書の対象となる製品および／またはサービスに関して、レブロン[®]またはレブロン[®]と同分類のクラスのその他の購入者に対して値引きが適用された場合、本注文書にも適用されることに合意する。本書による規定のない限り、契約価格にはすべての適用税が含まれ、サプライヤーは、その販売、使用、配送を理由として、発注された製品および／またはサービスに課せられる付加価値税、消費税、物品税、またはその他の税を支払うことに合意する。
5. 本書による規定のない限り、本注文書の受領によって、サプライヤーは、サプライヤーが製品および／またはサービスを供給する国における、レブロン[®]のあらゆるすべての支払い条件を受け入れる。本書によりサプライヤーに請求可能となる金額は、支払い時に与信として控除することができ、レブロン[®]は、サプライヤーがレブロン[®]に支払うべき金額を、サプライヤーに支払うべき金額に対して、随時相殺する権利を有するものとする。
6. 本書によって実行される出荷は、注文された各品目の正確な数量と一致するものとし、指定の期日までに配送されるものとする。分割配送に関する規定は、サプライヤーの義務を分離できるものとして解釈してはならない。また、レブロン[®]は、そのような場合は、分割配送の違反を分割の残余分に対する違反として扱うことができる。レブロン[®]は、承認されていない分割配送を拒否する、または分割配送もしくは間違った出荷の結果として生じた、後続の出荷に対する運送料を請求し返す権利を留保する。
7. サプライヤーは、本書に規定された方法による出荷を手配するものとする。サプライヤーは、レブロン[®]からの出荷指示なしに出荷してはならない。出荷指示は書面によって提出しなければならない。レブロン[®]から書面で別段の合意がない限り、製品は、本書でレブロン[®]が指定する目

- 的地に向けて、サプライヤー独自の裁量の下、サプライヤーによって適切に箱詰め、クレート詰め、梱包、および出荷されるものとする。また、かかる目的地に配送されるまで、すなわち製品の所有権がレブロンに移るまで、サプライヤーがリスクを負担するものとする。ただし、サプライヤーが出荷期日を守れなかった場合、レブロンが本書により指定した最終目的地でレブロンが配送を受け取るまで、かかる損失のリスクはサプライヤーにとどまるものとする。レブロンは、レブロンから書面で別段の合意もなく C.O.C. (運送会社所有のコンテナ) に配送された貨物、レブロンが注文番号もしくは特定の内容を含まない貨物、またはレブロンがルートおよび配送指示に従わない貨物にかかる全運送料をサプライヤーに請求し返す権利を留保する。
8. サプライヤーはレブロンに対し、レブロンが合理的に要求する可能性のある形式で、かかる請求書、証明書、およびその他の情報を提供するものとする。サプライヤーの請求書は、荷積み状、貨物運送状、またはレブロンが注文番号および内容物がわかるその他出荷の証明となるものによって、確認できるようにしなければならない。レブロンが支払うことをレブロンが承認する配送料は、いかなる時であっても、本書に規定される方法による配送での実費を超えることはないものとし、支払い済みの配送料領収書の写しによって確認できるようにしなければならない。
 9. レブロンが生産スケジュールおよび販売約定は、本書に規定された期日またはレブロンが正式な権限を持つ代表者によって公式に伝えられた期日までに、製品および/またはサービスが配送されるかどうかにかかっています。したがって、時間は本契約の重要な要素であり、本書に規定された期日までに配送が完了しなかった場合、レブロンは、他の権利および救済手段に加えて、サプライヤーが受け取った時点で効力を発揮する通知をもって、責任を負うことなく本契約を解除するための権利を留保する。または、他所で代替となる製品および/またはサービスを購入する権利、および発生した損失をサプライヤーに請求する権利を留保する。出荷に規定された期日以降の製品および/またはサービスの配送の受領は、レブロンが配送遅延を埋め合わせる権利を放棄することと解釈されてはならない。
 10. 本書により購入された製品および/またはサービスは、レブロンが目的地において、検査と承認を受ける。レブロンは、本注文書および本書に規定される保証を遵守していないと見られる製品および/またはサービスの訂正または拒否を要求する、および返却する権利を留保する。かかる検査および返却に関連し、レブロンが負担した費用はサプライヤーに請求されるものとし、レブロンは、他所で代替となる製品および/またはサービスを購入する権利、およびこのようにして発生した損失をサプライヤーに請求する権利を留保する。しかしながら、レブロンは、使用または再販に先立って、製品および/またはサービスを検査する義務を負わないものとする。製品の不具合に関する苦情または通知、もしくはその他の違反に関する通知は、レブロンがかかる不具合または違反の通知を受けた後に合理的な時間をかけて、合理的な時間内になされると考慮される。レブロンが拒否する際に特定の不具合を指摘できなかったとしても、レブロンが、拒否の正当化または違反の証明として、指摘できない不具合を理由とすることを排除するものではありません。
 11. サプライヤーは、レブロンが提供するすべての情報（価格や数量のデータを含むがこれに限らない）を、機密および独占的所有権のあるものとして考慮するものとする。 サプライヤーは、レブロンが情報を保護するために、合理的な注意を行い、いかなる場合も自社の機密情報を保護すると同様に注意を払うものとする。また、本注文書におけるサプライヤーの義務を果たす目的以外の、いかなる目的にもその情報を使用してはならない。 サプライヤーは、さらに、レブロンが情報にアクセスする必要があるサプライヤーの従業員または代理人のみに、かかる情報へのアクセスを許可することに合意する。また、彼らが義務を遂行するために必要な範囲のみに、サプライヤーは、かかる従業員または代理人が確実に秘密保持義務を認識し、遵守するようにする。 サプライヤーは、レブロンがサプライヤーか

ら製品および／またはサービスを購入する契約を締結している事実を広告または公表してはならない。

12. サプライヤーは、本注文書のもとで配送される製品および／またはサービスが本注文書の摘要、および本注文書が発行されたサンプルまたは仕様書と一致すること、すなわち、製品および／またはサービスが最高の材料および技術によるものであり、販売可能であり、購入の目的に一致するものであり、および不具合がないことを保証する。および、本書により配送される製品および／またはサービス、ならびにそれらの各部分が、特許、商標、商品名、著作権、または第三者のその他いかなる財産権を侵害しないこと、すなわち、サプライヤーは、本注文書を遂行する期間において、それに適用されるまたはレブロンへの損害賠償を生じさせる可能性のある、すべての適用法および規則の規定を遵守することを保証する。本書に含まれる、サプライヤーによる明示的保証および表明は、法律または事実を含意されているか、適用法または適用規則によって規定されているような、その他の保証の放棄とみなされるものではない。明示的、黙示的であるかを問わず、すべての保証は、レブロンによる配送、検査、受領および支払いの後も存続する。
13. サプライヤーは、サプライヤーの作為または不作為の結果として、または、本書に規定する保証の違反、サプライヤーの義務の遂行に関連して発生したと推定される、財産に対する損害または人身（サプライヤーまたはレブロンからの従業員を含み、サプライヤーまたはレブロンからの敷地内であるかを問わない）に対する傷害（死亡を含む）、製品および／またはサービスの不具合もしくは予定された使用者に対して製品および／またはサービスの適切な提供ができないこと、もしくは本書に含まれる規定の違反によって生じる請求、訴訟、法的措置、または訴訟手続きの結果としてレブロンに生じた、あらゆる損失、請求、損害、判決、経費、またはその他の費用（合理的な弁護士費用を含む）、レブロンならびにその関連会社、その代表取締役、役員、代理人、従業員、相続人、譲受人および販売員を、免責し、損害を与えないものとする。 サプライヤーは、さらに、レブロンに対してもたらされるかかる請求、訴訟、法的措置、または訴訟手続きに対して、レブロンからの求めのある場合は、サプライヤー単独の負担で、弁護を行うことに合意する。本項の規定は、受領および支払い以降も有効に存続するものとし、レブロン、その後継人、譲受人、および顧客へと続くものとする。
14. サプライヤーが本書に定める条件または義務を遂行できなかった場合、もしくはサプライヤーが支払不能となった、債権者のための財産譲渡を行った、サプライヤーに対してもしくはサプライヤーによって破産申立書が提出された、サプライヤーの財産に対して破産管財人、財産管財人または類似の管理者が任命された場合、レブロンは、書面による通知によって、本注文書のすべてまたは一部を、取消することができ、かかる取消の理由を問わず、サプライヤーに対する義務を有さないものとする。また、レブロンは、サプライヤーの違反が生じた場合、法によるすべての救済を有するものとする。
15. レブロンからの書面による合意のない限り、レブロンがサプライヤーに提供した、または本注文書の履行に使用するためにレブロンが特別に支払ったすべてのデザインコンセプト、製図、仕様、機器、製材、資材、染料、型、成型、彫刻、およびその他の所有物は、レブロンからの所有物とし、他の所有物とは分けて保管されるものとし、レブロンからの所有物として明確に特定されるものとする。またレブロンからの指示があった場合追加の費用なく随時削除される場合があり、レブロンからの注文を完全に実行することのみに使用されるものとする。またサプライヤーの危険負担において保持されるものとし、サプライヤーは、その管理または保管において、その補充費用に等しい金額で、レブロンに対して支払われる損害とあわせて、サプライヤーの費用負担で保険をかけるものとする。かかる保険の約款または保険証の写しは、必要に応じてレブロンに提供される。

レブロンからの書面による指定のない限り、レブロンはドラム、カルボイ、パレット、コンテナ、リールなどの返却および支払いを行うことはない。物品それぞれの目立つところに、「要返却

- _____ (レブロン) の名称) の所有物」との表示のない限り、レブロンがドラム、カルボイ、パレット、コンテナ、リールなどの返却および支払いを行うことはない。
16. 火事、洪水、地震、暴風雨、ストライキ、戦争、天変地異、禁輸、内乱、政府の規制、またはレブロンへの支配を超える（前述の出来事に類似するか否かにかかわらず）その他の原因による、レブロンへの事業のすべてまたはその一部の中断もしくは甚大な損害が生じた場合、これにより配送されない製品および／またはサービスに関する本注文書のすべてまたは一部の取り消しを行う選択肢が、当該の取り消された製品に対する賠償責任を負うことなく、レブロンに与えられるものとする。
17. さらに、本書の他の規定の下での取り消しを行う権利を阻害することなく、レブロンは、レブロンへの都合により、書面による通知をもって、本注文書をすべてまたは部分的に終了することができる。また、かかる取り消しは、以下の条件に従うものとする： (a) 注文が、レブロンへの仕様に対して製造または加工された原材料を対象とする場合、サプライヤーは、かかる通知を受領した時点で、本注文書に関連するすべての業務を停止するものとする。かかる場合において、レブロンは支払いを行うものとし、サプライヤーは、サプライヤーが業務を停止したその日までに、実際に直接に支払った金額のうち、書面化された持出し費用に対する全補償を受けられるものとする。ただし、かかる終了時にサプライヤーに支払われる総額にそれ以前の支払いを加えた金額は、その注文書に指定された合意金額を超えないものとする。製品またはここでいう未完成品は、レブロンへの財産とし、サプライヤーは、合理的な期間において、レブロンへの書面による廃棄通知に従い、それらを安全に保管するものとする。 (b) 注文が標準的な在庫製品を対象とする場合、サプライヤーの請求は、サプライヤーの負担した合理的な費用を基準として支払われるものとする。レブロンは、終了以前に実際に出荷された製品に対しては、適用される条件に従い、支払いを除いて、取消料またはその他の費用に対する一切の義務を負わないものとする。
18. サプライヤーは、その従業員に関する、賃金、給与もしくはその他の報酬、社会保障、雇用保険、退職金、年金、労働災害補償、またはサプライヤー、その代理人、代表者、従業員によって他者に対して負わせて傷害や損害に関わらず、すべての義務に対して責任を有する。また、サプライヤーは、どのようなものであれ、かかる賠償責任または義務からも、レブロンを免責し、損害を与えないものとする。サプライヤーは、その業務及び本書における遂行に関連して生じる可能性のあるすべての損失、損害または損傷に対して、その事業において合理的かつ慣習的なものを下回らない金額および条件で、かかる保険が信頼のおける第三者の保険会社によって補償されることを維持するものとする。かかる保険約款では、追加の被保険者としてレブロンを指名するものとする。 サプライヤーは、かかる保険約款またはそれによる保証に関して、変更を加えてはならない。また、レブロンへの書面による事前の同意なく、かかる保険の補償の終了を許可してはならない。 サプライヤーは、かかる保険のもとでの回復に関して、レブロン、ならびにその関連会社、その代表取締役、役員および従業員に対し請求を行う権利を放棄する。 サプライヤーは、レブロンによる回復で利得を得るサプライヤーの保険会社または得る可能性のある保険会社から、自身の費用負担によって、代位の放棄を得るものとする。 サプライヤーは、本書の遂行において、上記の保険の補償内容に関する（適切な保険約款を添付した保険証書を含むが、これに限らない）、および、レブロンまたはその関連会社の利益のためのその他の保険が、サプライヤーが提供する保険と矛盾せず追加となることを証明する、レブロンが納得する証拠をレブロンに対し提出するものとする。
19. 製品、その材料および成分、または製品に組み込まれているサプライヤーが注文に従って提供した製品（「リコール対象製品」）に関してリコールが生じた場合、サプライヤーは、リコール対応策の策定に関し、レブロンに対して合理的な支援を提供するものとする。また、リコール業務の監視および要求される可能性のあるかかる報告書の作成について、レブロンおよびあらゆる該当の行政機関、団体、または当局（「行政機関」）と協力するものとする。 サプライヤーは、製品、材料および成分または製品に組み込まれているサプライヤーが発注に従って提

供した製品に関して、サプライヤーのいかなるリコールも、レブロンの書面による事前の同意なく自主的に開始してはならない。各サプライヤーは、レブロンの特約に準じて、本注文書の要件に適合しない製品またはリコール対象製品の所在地を特定し、回収についても、すべての合理的な支援をレブロンに対して提供するものとする。各サプライヤーは、迅速にレブロンに通知を行い、リコール関連のものであるか否かに関わらず、行政機関とのあらゆる通信記録の写しを提供するものとする。サプライヤーは、すべての適用法、規則、規制およびレブロンの特約を遵守して、自らの費用負担によって、レブロンに配送された時点で不具合のあるすべてのリコール対象製品を再加工または破壊するものとする。サプライヤーは、いかなる第三者に対しても、リコールに関連するすべての情報を公開または利用できるようにしない。

20. 本注文書および本書の履行における権利または義務は、レブロンの特約による事前の合意なくして、サプライヤーによって譲渡または委任されることなく、本書により提供される製品および/またはサービスを、サプライヤーは下請けに出すことはできない。また、かかる譲渡、委任、または下請けの試みは、すべての目的において無効である。
21. いかなる違反の免責または本注文書の諸条件の免責は、その諸条件の違反に後続する違反、同様の諸条件に対する違反、もしくは異なる性質または注文の諸条件に対する違反を免責するものとして解釈されないものとする。また、本注文書による製品の受取は、サプライヤーが、この受取前に本注文書の条項を遵守できなかったことに関するレブロンの特約を放棄するものと見なされない。
22. サプライヤーとレブロンとの間に、本注文書の対象となる製品またはサービスをと明確にする、正式に締結された契約書、合意書、または作業指示書のある場合を除き、本注文書は、サプライヤーとレブロンとの間の完全なる合意を構成する。また、本書に関連するまたは本書に記載された仕様、製図、記述、指示、設計通知、または技術データは、本書に完全に規定されるものとして、参照により本書に組み込まれるとみなされる。これらの諸条件と本書の内容に含まれる事柄の間に矛盾が生じた場合、後者が優先される。レブロンとサプライヤーは、本注文書の下でのすべての権利および義務に明示的に合意するものとし、本書により生じるいかなる契約も、ニューヨーク州法に準拠し、それに従って解釈されるものとする。また、レブロンとサプライヤーは、本書により生じるあらゆる紛争の解決において、ニューヨークに位置する連邦裁判所が専属的な管轄権を有することに合意する。
23. サプライヤーとレブロンとの間に、正式に締結された契約書、合意書、または作業指示書のある場合を除き、サプライヤーは、製品および/またはサービスの独占的サプライヤーではなく、レブロンは、レブロンが選択できるその他の供給元からかかる製品またはサービスを調達することができる。サプライヤーが、いかなる理由においても、発注書に従ってレブロンへの供給ができない場合、レブロンは、第三者に製品の製造および/またはサービスを実施させることができる。また、サプライヤーは、レブロンもしくはその指定する者に対し、必要な資材の調達、もしくはかかる製品またはサービスの代替サプライヤーの育成、手配する際に役立つ、すべての技術および所有する資材、情報、および技術へのアクセスを可能にするものとする。